

○佐久市立国保浅間総合病院地域包括支援センター事業運営規程

平成22年3月31日病院事業管理規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、佐久市立国保浅間総合病院（以下「病院」という。）が行う地域包括支援センター事業（以下「センター事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称、位置及び担当圏域)

第2条 センター事業を行う事業所（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野沢地域包括支援センター	佐久市取出町183番地

2 センターが担当する圏域（以下「担当圏域」という。）は、佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成17年佐久市告示第181号）第1条に規定する佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が設定する圏域のうち、野沢地域の圏域とする。

(センターの業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業に関すること。
- (2) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要と認められること。

(センターの運営方針)

第4条 センターは、その業務（以下「業務」という。）を行うに当たり、法及びこれに基づく政令、厚生労働省令等の定める基準に従い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう支援を行うものとする。

2 センターは、常に協議会との緊密な連携の下に業務を行い、地域の意思に基づく運営に努めるものとする。

(業務の対象者)

第5条 業務の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 担当圏域内に住所を有するおおむね65歳以上の者及びその家族等
- (2) 前号に掲げるもののほか、病院事業管理者が適当と認める者

(業務日及び業務時間)

第6条 業務を行う日及びその時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じこれを延長することができるものとする。

業務日	業務時間
週の月曜日から金曜日までの日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）	午前8時30分から午後5時15分まで

(職員)

第7条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 保健師
- (3) 社会福祉士
- (4) 主任介護支援専門員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な職員

(職務)

第8条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、業務が適正に行われるようセンターを統括する。
- (2) 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他の職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第10条 職員は、業務に関して知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。業務の従事者でなくなった後においても、同様とする。

2 職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いるときは、利用者及びその家族等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(職員の研修)

第11条 所長は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、佐久市立国保浅間総合病院地域包括支援センター事業運営規程（平成18年佐久市訓令第1号）の規程によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月1日病院規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日病院規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日病院規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日病院規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日病院規程第2号）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。